

## 第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

### 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

昭和44年2月25日

規則第1号

改正	昭和45年5月20日	規則第1号	昭和46年12月25日	規則第2号
	昭和47年4月1日	規則第1号	昭和47年12月25日	規則第3号
	昭和48年12月15日	規則第1号	昭和49年12月25日	規則第2号
	昭和53年4月1日	規則第1号	昭和53年12月1日	規則第5号
	昭和55年12月1日	規則第1号	昭和60年3月30日	規則第1号
	平成2年1月8日	規則第1号	平成2年4月1日	規則第2号
	平成3年4月1日	規則第1号	平成10年3月30日	規則第1号
	平成10年4月1日	規則第2号	平成11年3月31日	規則第2号
	平成12年3月23日	規則第1号	平成14年4月1日	規則第2号
	平成14年8月16日	規則第3号	平成15年4月1日	規則第9号
	平成17年4月1日	規則第2号	平成18年3月28日	規則第2号
	平成19年3月30日	規則第2号	平成20年4月1日	規則第1号
	平成21年5月1日	規則第2号	平成21年10月1日	規則第3号
	平成21年12月1日	規則第4号	平成21年12月18日	規則第5号
	平成22年2月19日	規則第1号	平成22年6月1日	規則第7号
	平成22年11月1日	規則第9号	平成22年12月1日	規則第10号
	平成23年2月1日	規則第1号	平成23年3月1日	規則第2号
	平成24年1月1日	規則第6号	平成25年4月1日	規則第2号
	平成25年8月1日	規則第5号	平成27年3月6日	規則第1号
	平成27年10月1日	規則第6号	平成27年10月1日	規則第6号
	平成28年3月18日	規則第1号	平成29年7月1日	規則第1号
	平成29年12月26日	規則第2号	平成30年4月1日	規則第2号
	平成30年6月1日	規則第3号	平成30年12月25日	規則第7号
	平成31年3月28日	規則第4号	令和元年9月30日	規則第2号
	令和2年3月31日	規則第6号	令和2年8月21日	規則第4号
	令和2年8月28日	規則第5号	令和4年2月1日	規則第2号
	令和4年3月15日	規則第4号		

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和44年条例第1号。以下「条例」という。）第2条に規定する特殊勤務手当の支給に関して必要な事項について定めるものとする。

(し尿等の汚物作業従事職員の特殊勤務手当)

第2条 し尿等の汚物取扱作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当は、次のとおりとする。

(1)から(4)まで 削除

(5) 12月29日から翌年1月3日までの期間においてし尿処理作業に従事した職員

日額 2,500円

第3条から第4条の4まで 削除

## 第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

(伊那中央病院勤務職員の特種勤務手当)

第4条の5 伊那中央病院勤務職員の特種勤務手当は、別表第1の伊那中央病院特種勤務手当定額表により支給する。

2 前項に規定するもののほか、第2次医療による当直に従事する職員及び待機する職員の特種勤務手当は、別表第2の第2次医療特種勤務手当定額表による。

3 12月29日から翌年1月3日までの期間において勤務を割り振られ、勤務した職員に勤務1回につき、3,000円を支給する。

4 公衆衛生の向上及び増進に関する研究又は医療業務に従事した職員の特種勤務手当は、組合長が定める額を支給する。

(支給の手続)

第5条 特種勤務手当の支給を受ける職員は、様式に掲げる支給調書を作成し組合長の承認を得なければならない。

2 前項に掲げる調書は、支給事由の生じた月の分を翌月10日までに提出しなければならない。

(支給日)

第6条 特種勤務手当の支給日は、給料を支給する日に支給するものとする。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年5月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年12月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年11月1日から適用する。

附 則 (昭和47年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2第1号の改正規定は、昭和46年11月1日から適用する。

附 則 (昭和47年12月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の伊那中央保健衛生施設組合職員の特種勤務手当支給規則第4条の2の規定は、昭和47年4月1日から、第3条の2第1項第1号の改正規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年12月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年12月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の伊那中央保健衛生施設組合職員の特種勤務手当支給規則第3条第1項第6号及び第3条の2第1項第4号の規定は、昭和49年12月29日から適用し、第3条第1項第1号及び第5号並びに第3条の2第1項第1号の規定は、昭和50年1月1日から適用する。

## 第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

附 則（昭和53年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月1日規則第5号）

この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月1日規則第1号）

この規則は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第1号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成2年1月8日規則第1号）

この規則は、平成公布の日から施行し、平成元年12月29日から適用する。

附 則（平成2年4月1日規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第2号抄）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月16日規則第3号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

## 第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

2 伊那中央行政組合職員の特種勤務手当に関する条例（昭和44年伊那中央保健衛生施設組合条例第1号）第5条の5の規定により特殊勤務手当の支給を受ける職にある職員のうち、この規則による改正後の伊那中央行政組合職員の特種勤務手当支給規則（以下「新規則」という。）第4条の5第1項の規定による特殊勤務手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該特殊勤務手当のほか、当該特殊勤務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を特殊勤務手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当職職員（同日においてこの規則による改正前の伊那中央行政組合職員の特種勤務手当支給規則第4条の5第1項に規定する別表第1に掲げる職に相当する新規則別表第1に掲げる職にある職員） 同日にその者が受けていた管理職手当
- (2) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位職相当職員（旧職より低い職に相当する新規則別表第1に掲げる職にある職員をいう。） 同日に当該旧職より低い職に相当する月額を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (3) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国、他の地方公共団体等の職員であつた者から、人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして組合長が別に定める職員 前各号の規定に準じて組合長が別に定める額

附 則（平成20年4月1日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月1日規則第2号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日規則第3号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日規則第4号）

## 第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日規則第5号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年2月19日規則第1号）

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成22年6月1日規則第7号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年11月1日規則第9号）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日規則第10号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年2月1日規則第1号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第2号）

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成24年1月1日規則第6号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第5号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊那中央行政組合職員の特種勤務手当支給規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月1日規則第1号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊那中央行政組合職員の特種勤務手当支給規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日規則第3号）

## 第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日規則第7号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊那中央行政組合職員の特種勤務手当支給規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第2号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊那中央行政組合職員の特種勤務手当支給規則の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊那中央行政組合職員の特種勤務手当支給規則の規定は、令和2年8月1日から適用する。

附 則（令和4年2月1日規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊那中央行政組合職員の特種勤務手当支給規則の規定は、令和4年2月1日から適用する。

第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

別表第1 (第4条の5関係)

伊那中央病院特殊勤務手当定額表

医 師	院長	月額 本俸× $\frac{60}{100}$
	副院長	月額 本俸× $\frac{55}{100}$
	診療部長	月額 本俸× $\frac{50}{100}$
	部長	月額 本俸× $\frac{50}{100}$
	主任医師、医長	月額 本俸× $\frac{40}{100}$
	医員	月額 本俸× $\frac{40}{100}$
薬 剤 部 診療技術部	部長	月額 60,900円
	参事	月額 60,900円
	副部長	月額 48,720円
	科長	月額 46,488円
	副参事	月額 5,000円
	科長補佐	月額 5,000円
	係長	月額 4,000円
	主査	月額 3,000円
看 護 部	看護部長	月額 64,605円
	参事	月額 64,605円
	副看護部長、高度経験看護師長	月額 47,112円
	看護師長	月額 45,108円
	看護師長補佐、主任	月額 3,000円
診療放射線科技師及び診療放射線科看護師並びに放射線取扱者 (1月の被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上の場合)		月額 6,000円
感染症病床勤務者		日額 300円
新型コロナウイルス防疫作業 手当 (新型コロナウイルス感 染症が発生し、または発生す る恐れがある場合において、 新型コロナウイルス感染症の 患者又はその疑いのある患者 に対する診療、看護等に従事	1 直接患者の体に接触する業務において、次のいずれかに該当するとき各号に掲げる額	
	(1) 4時間以上である場合	日額 4,000円
	(2) 4時間未満である場合	日額 2,000円
	2 1の補助に直接あたる業務において、次のいずれかに該当するとき各号に掲げる額	

第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

した場合)	(1) 4時間以上である場合	日額 3,000円
	(2) 4時間未満である場合	日額 1,500円
夜間勤務者（正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護業務に従事した場合）	1 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1回 7,000円
	2 深夜の一部を含む勤務である場合において、当該深夜における勤務時間が次のいずれかに該当するとき当該各号に掲げる額	
	(1) 4時間以上である場合	1回 3,400円
	(2) 2時間以上4時間未満である場合	1回 3,000円
	(3) 2時間未満である場合	1回 2,000円
3 1月当たりの勤務回数に応じて組合長が必要と認める場合、1若しくは2の(1)又は2の(2)の額に、1回につき1,500円の範囲内で組合長が定める額を加算した額（ただし、1の場合は、2の(1)又は2の(2)の2回分とする）		
分娩介助業務に従事した医師	1分娩	20,000円
院内助産業務に従事した医師	1分娩	15,000円
周産期母子緊急医療業務に従事した医師	1回	20,000円以内
重複麻酔管理業務に従事した医師	1回	11,000円
医療体制等確保のため必要な調整を行なうもの		組合長が別に定める額
休日（日中）又は夜間において、救急外来対応業務に従事した医師	1回	10,000円
休日（日中）又は夜間において、緊急手術業務に従事した医師	1回	10,000円
夜間一次救急診療業務に従事した医師	小児科医師 1回 14,000円 救急科医師 1回 20,000円	
SCU当直業務に従事した医師	宿日直 1回	15,000円
伊那中央病院に勤務する職員（組合が準用する伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）第48条第1項に規定する特定幹部職員に該当する職員を除く。）	月額	4,000円
夜勤専従業務に従事した看護師	1回（1クール）	30,000円



第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

	(1クールは4週間とする)
夜間専従業務に従事した看護補助者	1回(1クール) 20,000円 (1クールは4週間とする)
助産業務に従事した助産師	月額 3,000円
院内助産に従事した職員	直接介助者 1分娩 3,000円 児受者(ベビーキャッチ) 1分娩 1,000円 間接介助者 1分娩 1,000円
医療サービスを患者に直接提供している業務に従事した看護師、助産師、保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床工学士、視能訓練士、臨床心理士、歯科衛生士、エステティシャン、看護補助者、医師事務作業補助者、保育士等	月額 2,600円

備考 兼務する場合は重複して支給しない(診療技術部の係長を除く)。

第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

別表第2（第4条の5関係）

第2次医療特殊勤務手当定額表

支給対象者		支給額
従事者	救命救急センターの診療に従事（12時間）する、救急科に属さない医師（当直）	1回 100,000円
	助産師、看護師、准看護師、薬剤科勤務者、診療放射線科勤務者、臨床工学室勤務者、臨床検査科勤務者（当直）	1回 1,500円
待機者	医師	月額 20,000円
	手術室勤務者、内視鏡室勤務者、診療放射線科勤務者、臨床検査科勤務者、訪問看護ステーション勤務者	1回 1,500円

第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当支給規則

様式（第5条関係）

組合長	事務局長 (事務部長)	所 長 (総務課長)	係 長	係

特 殊 勤 務 手 当 支 給 調 書 ( 月 分 )

所 属

款	項	目	節
氏 名	特殊勤務手当の内容	支給金額	摘 要